

滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の 一部を改正する条例要綱案に対する意見の募集について

滋賀県では、理容所または美容所の開設者が理容所または美容所について講ずべき衛生上必要な措置に流水式の洗髪専用の設備を設けることを追加するため、滋賀県理容師法施行条例（平成 12 年滋賀県条例第 56 号）および滋賀県美容師法施行条例（平成 12 年滋賀県条例第 57 号）の一部を改正することとし、その要綱案を取りまとめました。

この条例要綱案について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、次のとおり公表するとともに、県民のみなさまからのご意見を募集します。

1 公表する資料

- (1) 滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の一部を改正する条例要綱案
- (2) 改正の概要について

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、生活衛生課、県民活動生活課県民情報室、各県税事務所行政情報コーナー、各保健所に資料を備え付けます。

3 ご意見の募集期間

平成 27 年 11 月 25 日（水）から平成 27 年 12 月 24 日（木）まで

4 ご意見の提出方法および提出先

- (1) 郵送 〒520-8577（住所の記載は不要）
滋賀県健康医療福祉部生活衛生課
- (2) ファックス 077-528-4860
- (3) 電子メール el00@pref.shiga.lg.jp
(イ-エルゼ・ロゼ・ロ)
- (4) しがネット受付サービス

https://s-kantan.com./pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

5 お問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課管理・営業係
電話 077-528-3641（直通）

6 その他

- (1) ご意見等を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。（ご意見以外の内容は、公表しません。）
- (2) ご意見等は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。

滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の
一部を改正する条例要綱案

1 改正の理由

理容所または美容所の開設者が理容所または美容所について講ずべき衛生上必要な措置に流水式の洗髪専用の設備を設けることを追加するため、滋賀県理容師法施行条例（平成12年滋賀県条例第56号）および滋賀県美容師法施行条例（平成12年滋賀県条例第57号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県理容師法施行条例の一部改正（第4条関係）

ア 理容所には、流水式の洗髪専用の設備を設けることとします。

イ アの措置は、特別の事情によりこれにより難い理容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しないこととします。

(2) 滋賀県美容師法施行条例の一部改正（第4条関係）

ア 美容所には、流水式の洗髪専用の設備を設けることとします。

イ アの措置は、特別の事情によりこれにより難い美容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しないこととします。

(3) その他

ア この条例は、平成28年8月1日から施行します。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例 の一部改正の概要について

改正の理由

理容所または美容所の開設者が、理容所または美容所について講ずべき衛生上必要な措置に流水式の洗髪専用の設備を設けることを追加するため、滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の一部を改正するものです。

洗髪設備の必要性

滋賀県理容師法施行条例第4条および滋賀県美容師法施行条例第4条において、理容所および美容所には、床面積、待合所の設置、器具の消毒保管設備の設置など講ずべき衛生上必要な措置を規定していますが、洗髪設備の設置については規定していません。

しかしながら、理容師および美容師が、施術中に使用した整髪料等が頭皮に合わなかったり、切った毛髪が目に入った場合など、作業上の不測の事態へ対応する必要があること、毛髪の汚れが目立つ方に対して、洗髪後に施術することが良い場合があることから、利用者への適正で多様なサービスの提供が果たせるよう理容所および美容所の衛生上必要な措置として、洗髪設備を新たに規定します。

その他

- 1 まつ毛エクステンションなど、頭髪の施術等を行わない施設には適用しません。
- 2 条例の施行については、周知期間を設けます。
- 3 既存の店舗については、条例の施行に関して必要な経過措置を行います。

滋賀県理容師法施行条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p>
<p>(理容所について講ずべき衛生上必要な処置)</p>	<p>(理容所について講ずべき衛生上必要な処置)</p>
<p>第4条 理容師法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。</p>	<p>第4条 理容師法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。</p>
<p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(1)～(4) 省略</p>
<p>(5) 外傷に対する応急処置に必要な薬品および衛生材料を備えること。</p>	<p><u>(5) 流水式の洗髪専用の設備を設けること。</u></p>
<p>(6) 衛生的な給水設備および排水設備を設けること。</p>	<p>(6) 外傷に対する応急処置に必要な薬品および衛生材料を備えること。</p>
<p>2 前項第1号および第6号の規定は、特別の事情によりこれらの規定によりがたい理容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。</p>	<p>(7) 衛生的な給水設備および排水設備を設けること。</p>
<p>2 前項第1号および第6号の規定は、特別の事情によりこれらの規定によりがたい理容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。</p>	<p>2 前項第1号、第5号および第7号の規定は、特別の事情によりこれらの規定により難い理容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。</p>
<p>第5条以下 省略</p>	<p>第5条以下 省略</p>

滋賀県美容師法施行条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>（美容所について講ずべき衛生上必要な処置）</p> <p>第4条 美容師法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 外傷に対する応急処置に必要な薬品および衛生材料を備えること。</u></p> <p><u>(6) 衛生的な給水設備および排水設備を設けること。</u></p> <p>2 前項第1号および第6号の規定は、結髪のみを業とする美容所および特別の事情によりこれらの規定によりがたい美容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>（美容所について講ずべき衛生上必要な処置）</p> <p>第4条 美容師法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 流水式の洗髪専用の設備を設けること。</u></p> <p><u>(6) 外傷に対する応急処置に必要な薬品および衛生材料を備えること。</u></p> <p><u>(7) 衛生的な給水設備および排水設備を設けること。</u></p> <p>2 前項第1号、<u>第5号および第7号</u>の規定は、結髪のみを業とする美容所および特別の事情によりこれらの規定により<u>難い</u>美容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。</p> <p>第5条以下 省略</p>

【参考資料】

【理容師】

○理容師法

(理容所に必要な措置)

第12条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 常に清潔に保つこと。
- 2 消毒設備を設けること。
- 3 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 4 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

○滋賀県理容師法施行条例

(理容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第4条 理容師法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 理容所の床面積は、10.7平方メートル(理容の用に供するいすが2脚を超えるときは、10.7平方メートルに2脚を超える1脚ごとに3平方メートルを加えた面積)以上とすること。
- (2) 待合所は、理容を受けている者以外の者のみだりに出入りさせないように作業所と区画すること。
- (3) 消毒された器具と消毒されていない器具とを区別して保管することができる設備を設けること。
- (4) 理容の用に供するいすの数に応じて十分な数量の布片および器具を備えること。
- (5) 外傷に対する応急処置に必要な薬品および衛生材料を備えること。
- (6) 衛生的な給水設備および排水設備を設けること。

2 前項第1号および第6号の規定は、特別の事情によりこれらの規定によりがたい理容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。

【美容師】

○美容師法

(美容所について講ずべき措置)

第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 常に清潔に保つこと。
- 2 消毒設備を設けること。
- 3 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 4 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

○滋賀県美容師法施行条例

(美容所について講ずべき衛生上必要な措置)

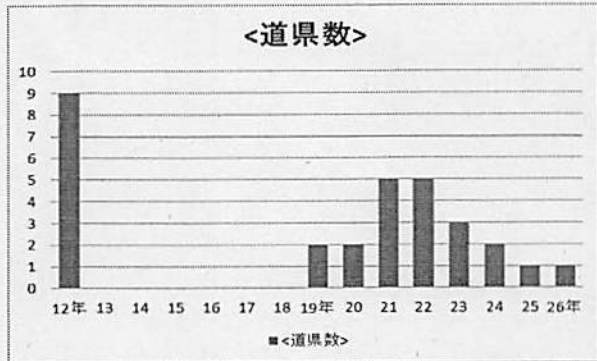
第4条 美容師法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 美容所の床面積は、9.9平方メートル(美容の用に供するいすが2脚を超えるときは、9.9平方メートルに2脚を超える1脚ごとに2平方メートルを加えた面積)以上とすること。
- (2) 待合所は、美容を受けている者以外の者のみだりに出入りさせないように作業所と区画すること。
- (3) 消毒された器具と消毒されていない器具とを区別して保管することができる設備を設けること。
- (4) 美容の用に供するいすの数に応じて十分な数量の布片および器具を備えること。
- (5) 外傷に対する応急処置に必要な薬品および衛生材料を備えること。
- (6) 衛生的な給水設備および排水設備を設けること。

2 前項第1号および第6号の規定は、結髪のみを業とする美容所および特別の事情によりこれらの規定によりがたい美容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。

○全国の都道府県における洗髪設備に関する条例化状況（平成27年3月1日現在）

1 設置義務あり 30道県



2 設置義務なし 17都府県

3 設置義務のある都道府県一覧

条例化年	道県数	道県名									
12年	9	北海道	青森	富山	三重	兵庫	和歌山	島根	山口	長崎	
13年	↑										
14年											
15年		法改正により、衛生上必要な措置が条例事項とされたため、従前に施行細則で洗髪設備を義務化していた道県は条例に規定を設けた。									
16年											
17年											
18年											
19年	2	広島	熊本								
20年	2	福井	長野								
21年	5	福島	埼玉	新潟	石川	愛知					
22年	5	宮城	山形	群馬	岐阜	大分					
23年	3	栃木	千葉	福岡							
24年	2	香川	鹿児島								
25年	1	神奈川									
26年	1	山梨									
計	30										